


自社で使える補助金情報がどんどん届く & 相談し放題!

# 補助金顧問サービス



- ✓ 検索時間 **ゼロ** を実現
- ✓ 自社が使える情報だけが届く
- ✓ 市区町村の情報にも対応
- ✓ 相談し放題
- ✓ 月額 **¥7,700** 年額 **¥77,000** (税込)
- ✓ 無料個別相談申請、実績報告サポートも可

お申し込みはこちら 



# 補助金顧問サービス



## 目次

---

補助金活用の課題	03
ほじょカツが目指すもの	04
サービスの特徴	05
サービス詳細	06-07
他社比較	08
価格設定	09
会員登録手順	10-13
よくあるご質問	14-15
会社概要	16
連絡方法	17

## 現在の補助金活用の課題

次の一手が必要な世の中だけど、

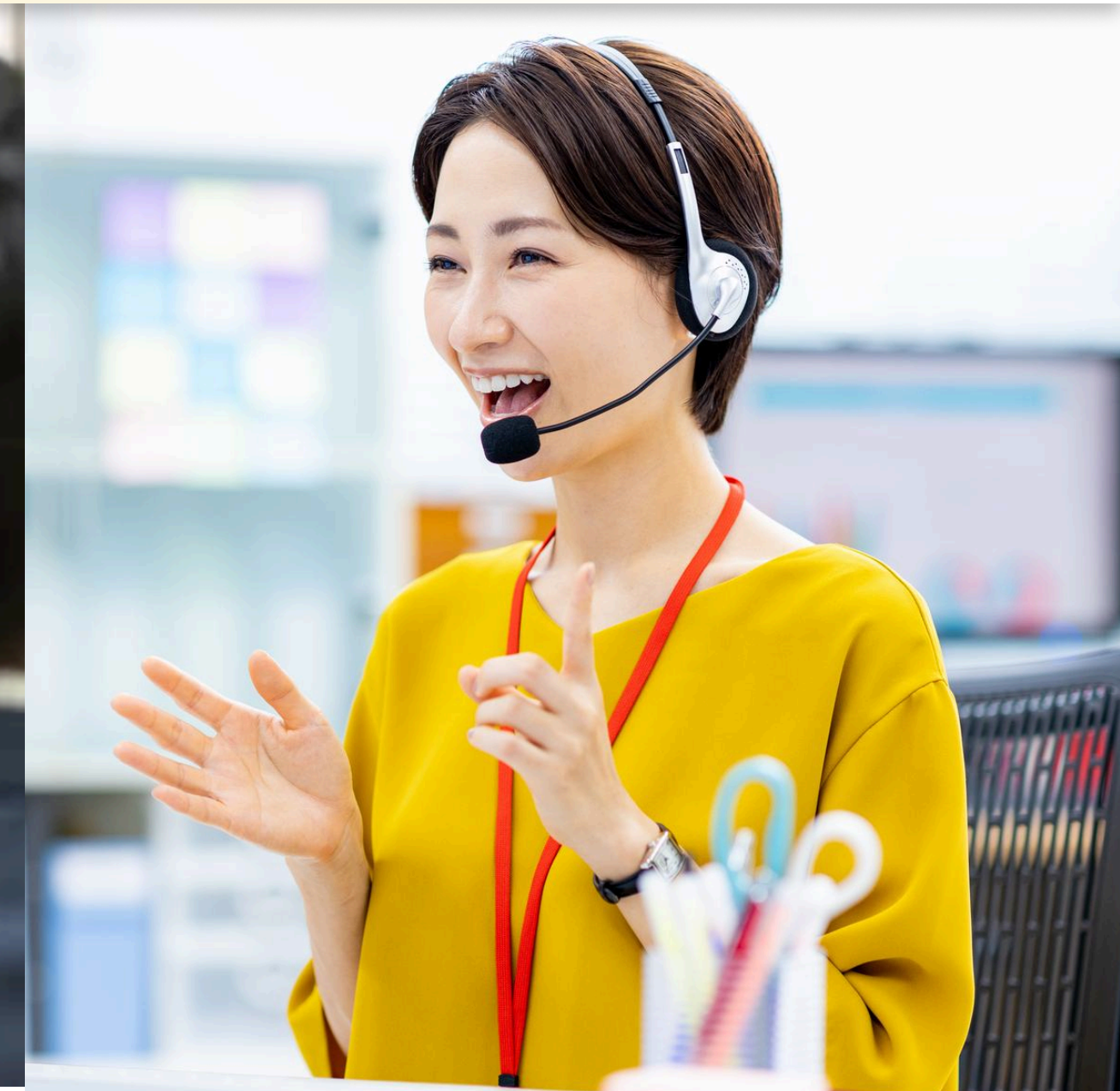
**先立つものがないと出来ない！**



- 補助金を探す手間が相当かかる
- コンサル会社は、大型の補助金しかサポートしてくれない
- 補助金検索ツールだと何が自社で使えるのか判断つかない

- 使える補助金が見つかったとしても申請期限が過ぎている
- 複数の省庁、自治体（都道府県、市区町村）の補助金ページを1つずつ検索するのは不可能
- 補助金情報があっても本当に要件を満たすのか、どのように申請すれば良いか等分らない
- ...





新型コロナウイルス、地政学的リスクの高まり、技術革新スピードの加速、金融緩和政策の見直し、賃上げ機運の高まり、人手不足の加速、などこれまでの経営の延長線上では対応しきれない外部環境変化が起きている世の中において、新たな次の一手を打っていく必要性が高まっています。

一方で、次の一手を進めるための計画ができたとしても、全額自己負担で取り組むにはハードルが高く、絵に描いた餅になってしまっているケースがとても多いと感じています。

そこで、自社が使える補助金を探す手間なく、補助金助成金情報をタイムリーにお届けし、活用方法について相談し放題というサービスを提供する「ほじょカツ」を立ち上げることにしました。

「ほじょカツ」を通じて1社でも多くの企業の存続と成長に貢献できるよう取り組んでまいります。



## ✓ 検索時間 **ゼロ** を実現

補助金・助成金を調べるためには、各省庁の公募情報ページをそれぞれ検索したり、補助金検索サイトで日々調べる必要があります。また、補助金検索サイトは市区町村等自治体の公募情報まで対応しているものはほとんどなく、自社が使えるかどうか読み解いていく必要もあり、膨大な手間がかかります。ほじょカツはこのような検索や読み解きにかかる時間をほぼゼロにできる画期的なサービスとなっています。

## ✓ 活用方法について相談し放題

届いた情報を踏まえて、自社がやりたいことに使えそうだが、どのようなストーリーで作成すれば良いかわからない、そもそも公募条件を満たせるのか、疑問点や不明点などありましたら、ほじょカツ会員は当社補助金コンサルタントへ何度でも追加料金なしで相談し放題ですので、ぜひご活用ください。

## ✓ 自社で使える補助金・助成金情報だけがタイムリーに届く

ほじょカツ会員になると、月一回、週一回という制限はなく、自社で使える情報がアップされたタイミングでタイムリーに届きます。時間をかけて調べても自社が使えるかわからない、あるいは補助金の公募は公募発表から申請締切まで短期間のものが多いため、使えそうだがすでに公募が終了していた、など補助金活用の機会損失を防ぐことが可能です。

## ✓ 月払い時 **¥7,700** (税込) /月    ✓ 年払い時 **¥77,000** (税込) /年

届いた情報について何度ご相談いただいても料金は変わりません。会員登録時、更新時に月払い、年払いをお選びいただけます。

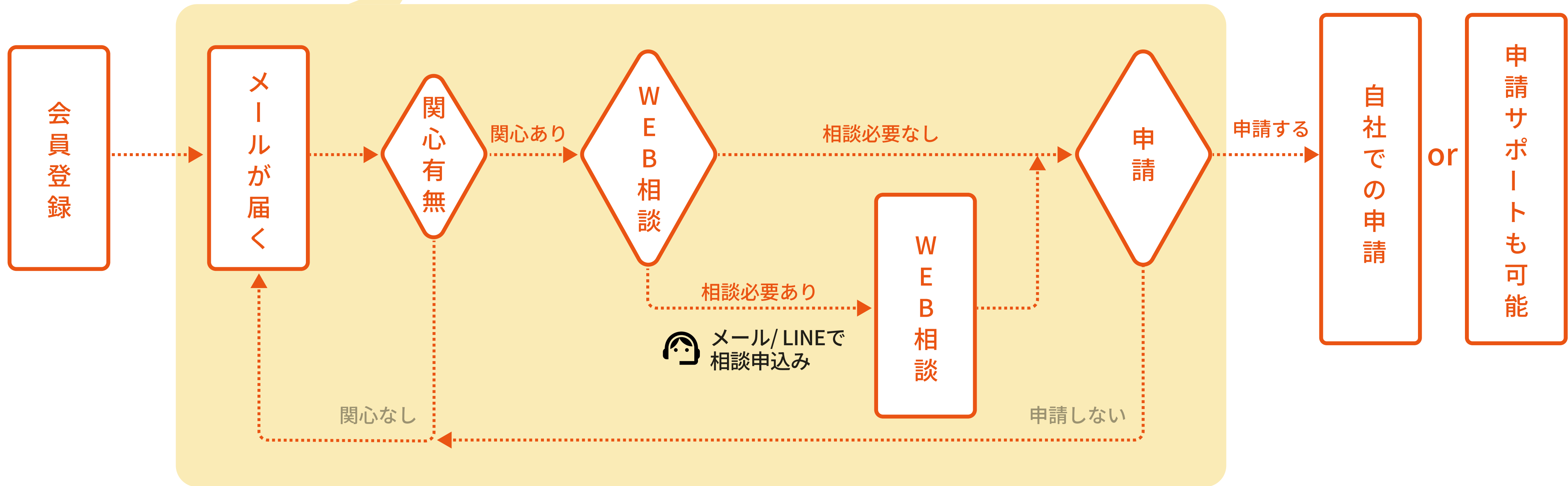
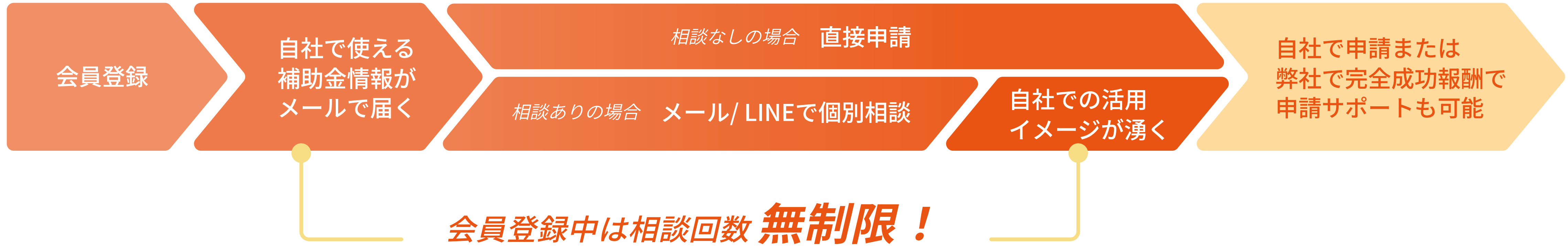
※複数拠点の登録、解約手続き等についてはよくあるご質問をご参照ください

## ✓ 市区町村の補助金・助成金情報にも対応

国が出している情報はもちろん、市区町村の公募情報までカバーしており、国の補助金だと対象になりにくい広告費や人件費等が補助対象となったり、国+市区町村の補助金を両方活用した組み合わせ申請が可能な場合もありますので、より効率的に補助金・助成金獲得が可能です。

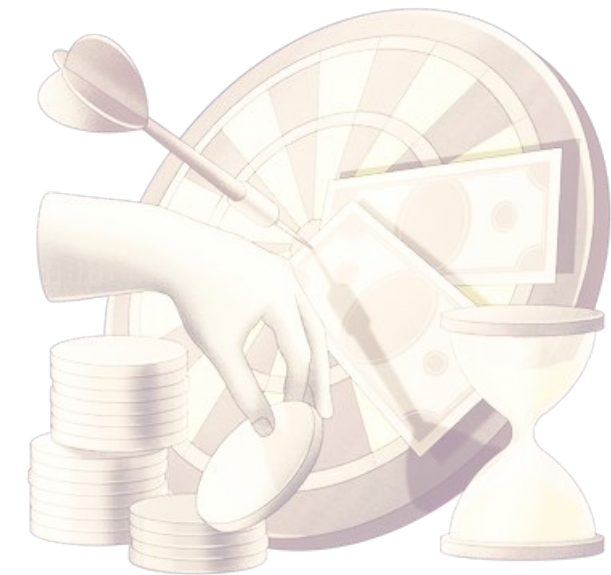
## ✓ 補助金申請～実績報告サポートもワンストップで対応可

相談して活用できそうであっても、作成時間がとれない、審査ポイントを押さえて計画作成できるスタッフがいない、などのお困りごとがありましたら、補助金申請経験が豊富な中小企業診断士等スタッフが会員限定料金で、申請～実績報告までワンストップでご支援することも可能です。お気軽にご相談ください。



※ご相談はお送りした補助金・助成金に関する内容に限定させていただいております

## 送られてくる補助金情報イメージ



**自社で使える可能性のある  
補助金・助成金情報  
がタイムリーに届く**

### 件名：03/06新着支援情報

支援情報名	令和6年度 業務改善助成金
募集期間	2024年4月1日から2024年12月27日まで ※これまでの制度内容から一部変更があります。
支援目的	業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。  ※令和6年度の業務改善助成金についてのお知らせです。 令和6年度も引き続き助成金の受付がございますが、一部変更点がございます。  (変更点) ・特例事業者に関する要件のうち、生産量要件が終了となります。 ・一部の特例事業者に認められていた「関連する経費」が終了となります。 ・1年度内に申請可能な回数が1回までとなります。 ・複数回の事業場内最低賃金の引上げが対象外となります。 ・事業完了期限は、2025年（令和7年）1月31日までとなります。  詳細は変更点をまとめたリーフレットでご確認ください。  なお、令和5年度内（令和6年（2024年）3月31日まで）に申請いただいた場合は、更の適用対象外です。 特に生産量要件での申請をお考えの場合や関連する経費を含めて申請をお考えの場合、早めの申請をお願い申し上げます。
支援内容	■対象となる設備投資など 助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。 1. 機器・設備の導入 ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮 2. 経営コンサルティング 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し 3. その他 顧客管理情報のシステム化
支援規模	■助成上限額（コース区分（事業場内最低賃金の引き上げ額／引き上げる労働者引事業場規模により）） 30円 30万円～130万円 45円 45万円～180万円 60円 60万円～300万円 90円 90万円～600万円  ■助成率 9/10または4/5(9/10)または3/4(4/5)
お問い合わせ	業務改善助成金コールセンター 電話番号：0120-366-440

### 件名：03/16新着支援情報

支援情報名	産業DXのためのデジタルインフラ整備事業/デジタルライフラインの先行実装に資する基盤に関する研究開発
募集期間	2024年3月1日から2024年4月1日まで
支援目的	本事業では、「アーリーハーベストプロジェクト」の一環で、「A. ドローン航路」「B. インフラ管理 DX」「C. 自動運転支援道」それぞれの取組の社会実装に必要なデジタルインフラ（データ連携基盤）の開発、実証等を行い、「デジタルライフラインの先行実装に資する基盤」を構築します。 なお、構築するデジタル基盤は、DADC が示す関連文書ならびに関連する政策動向等を踏まえ、「アーリーハーベストプロジェクト」以外のデジタル基盤との相互運用性や先行実装地域以外への拡張性にも留意し、汎用的で広く活用されるものを目指します。 本事業は、経済産業省が提唱するウラノス・エコシステムの構築の一環となる取組です。
支援内容	▼事業内容 本事業では、人口減少が進む中でも生活必需サービスを維持し、国民生活を支えることを目的としたデジタル時代の社会インフラである「デジタルライフライン」の全国整備に資する基盤の構築を行う。 具体的には、 A. ドローン航路 A-1. ドローン航路システムの開発（委託事業） A-2. ドローン領域におけるデータ流通システムの開発（委託事業） A-3. ドローン航路のあり方に関する調査・研究（委託事業） A-4. ドローン航路システム等の実証（助成事業） B. インフラ管理DX B-1. インフラ管理 DX システムの開発（委託事業） B-2. データ整備ツールの開発（委託事業） B-3. 地下インフラ情報のデータ整備及び効率性検証（助成事業） B-4. 地下インフラ情報の連携に係るユースケース実証（助成事業） C. 自動運転支援道 C-1. 路側カメラ、LiDAR 等データ連携システムの開発（委託事業） C-2. 自動運転運行に係るデータ連携システムの開発（委託事業） C-3. シミュレーションを用いたヒヤリハット情報共有システムの開発（委託事業） C-4. 物流サービスデータ連携システムの開発（委託事業） C-5. 自動運転支援システムの実証（助成事業）  という3つの先行実装領域を定め、それぞれで複数の主体（企業・業種等）を横断して必要なデータ連携が可能となるデジタル基盤を開発する。また、上記基盤を活用し、特定のユースケース及び先行実装地域において、従来と比較して効率性、安全性等に優位性のあるサービス等の提供が可能な仕組みの実証及びその有効性検証を行う。  助成事業として次の要件を満たすことが必要です。 i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。 ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。 iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ*も含め、具体的に説明すること。（提案書の別添1「1-6. 我が国の経済再生への貢献」の中に記載してください。） *バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等） iv. 助成事業の事務処理については、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。
	予算額（NEDO 負担分）は以下のとおりとします（「C. 自動運転支援道」は一部細分化します）。

### 件名：03/26新着支援情報

支援情報名	中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金【専門家活用枠】9次公募（買い手支援類型、売り手支援類型）
募集期間	2024年4月1日（月）～2024年4月30日（火）17:00まで
支援目的	事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。
支援内容	■支援類型 (1) 買い手支援類型（I型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型。 (2) 売り手支援類型（II型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型。  ■補助対象事業 補助対象者に該当する中小企業者による、経営資源引継ぎの要件に該当する事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを補助対象事業とする。補助対象事業においては、補助対象者、経営資源引継ぎの要件に加えて、以下の要件を満たしていること。 (1) 補助対象事業は、以下の①または②に該当すること。 ① 買い手支援類型においては以下の2点を満たすこと ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。 ② 売り手支援類型においては以下の2点を満たすこと ・ 地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合により、これらが第三者により継続されることが見込まれること。  (2) 補助対象事業は、以下のいずれにも合致しないこと。 ① 公序良俗に反する事業 ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定される各営業を含む） ③ 国（独立行政法人を含む）及び地方自治体の他の補助金、助成金を活用する事業 ※ 次に掲げる事業は補助対象とならない。また、交付決定以降に以下に該当すると確認された場合、交付決定が取消しとなる場合があるため注意すること。 ・ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）と重複する事業に採択又は交付が見込まれる場合 ・ 国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）で重複した申請が認められる事業であっても、同一の補助対象経費における自己負担分を超えて、交付を受けている、又は交付が見込まれる場合  ■経営資源引継ぎの要件 補助対象事業となる経営資源引継ぎは、補助事業期間（下記「9. 補助事業期間」において定義する。）に経営資源を譲り渡す者（以下、「被承継者」という。）と経営資源を譲り受ける者（以下、「承継者」という。）の間で事業再編・事業統合が着手（注1）もしくは実施（注2）される予定であること、又は廃業を伴う事業再編・事業統合等が行われる予定（注3）であることとし、後述する「6.2. 経営資源引継ぎ形態に係る区分整理」で定める形態を対象とする。なお、承継者と被承継者による実質的な事業再編・事業統合

	ほじょカツ	サービスA	サービスB	専門家C
情報提供内容	<input type="radio"/> 国+地方自治体の情報	△国が公募している情報のみ	△国が公募している情報のみ	×大型補助金のみのみ
情報精度	<input type="radio"/> 自社で使える情報のみ	△自社で使えない情報も含まれる	△自社で使えない情報も含まれる	○自社で使える情報のみ
提供方法	<input type="radio"/> メール & LINE	△メールのみ	×検索ツールのみ	×対面のみ
配信頻度	<input type="radio"/> 公募の都度配信	△隔週	×都度検索が必要	×定期配信なし
決済方法	<input type="radio"/> 各種クレジットカード、銀行振込 Apple pay、Google Pay	—	△クレジットカードのみ	△請求書のみのみ
相談し放題	<input type="radio"/> 何回でもOK	×初回のみ	×初回のみ	×初回のみ
自己申請可否	<input type="radio"/> 自己申請OK	×原則NG	○自己申請OK	×他での申請は原則NG
申請サポート	<input type="radio"/> 申請～事業化報告まで ワンストップで対応可能 2.5%～20%の成功報酬	×申請～採択まで 着手数料万円+15%の成功報酬	○申請～採択まで 3%～10%の成功報酬	×申請～交付決定まで 着手数料万円+15%の成功報酬

年払いは ¥6,475/月 でお得

☑ 月払い時 ¥7,700 (税込) /月

☑ 年払い時 ¥77,000 (税込) /年

- 届いた情報について何度ご相談いただいても料金は変わりません。
- 会員登録時、更新時に月払い、年払いをお選びいただけます。

※複数拠点の登録、解約手続き等についてはよくあるご質問をご参照ください

# ほじょカツ 会員登録手順



## 1. 会員登録

## 2. 初期費用決済

## 3. ご利用開始

### ① 会員登録ページをアクセス

ほじょカツ公式HP：[hojokatsu.jp](http://hojokatsu.jp)



「会員登録はこちら」  
をタップ

### ② 「お申し込みフォーム」に情報を入力・送信

所要時間：2分



情報入力し  
下にスワイプ



画面最後の  
「送信」をタップ

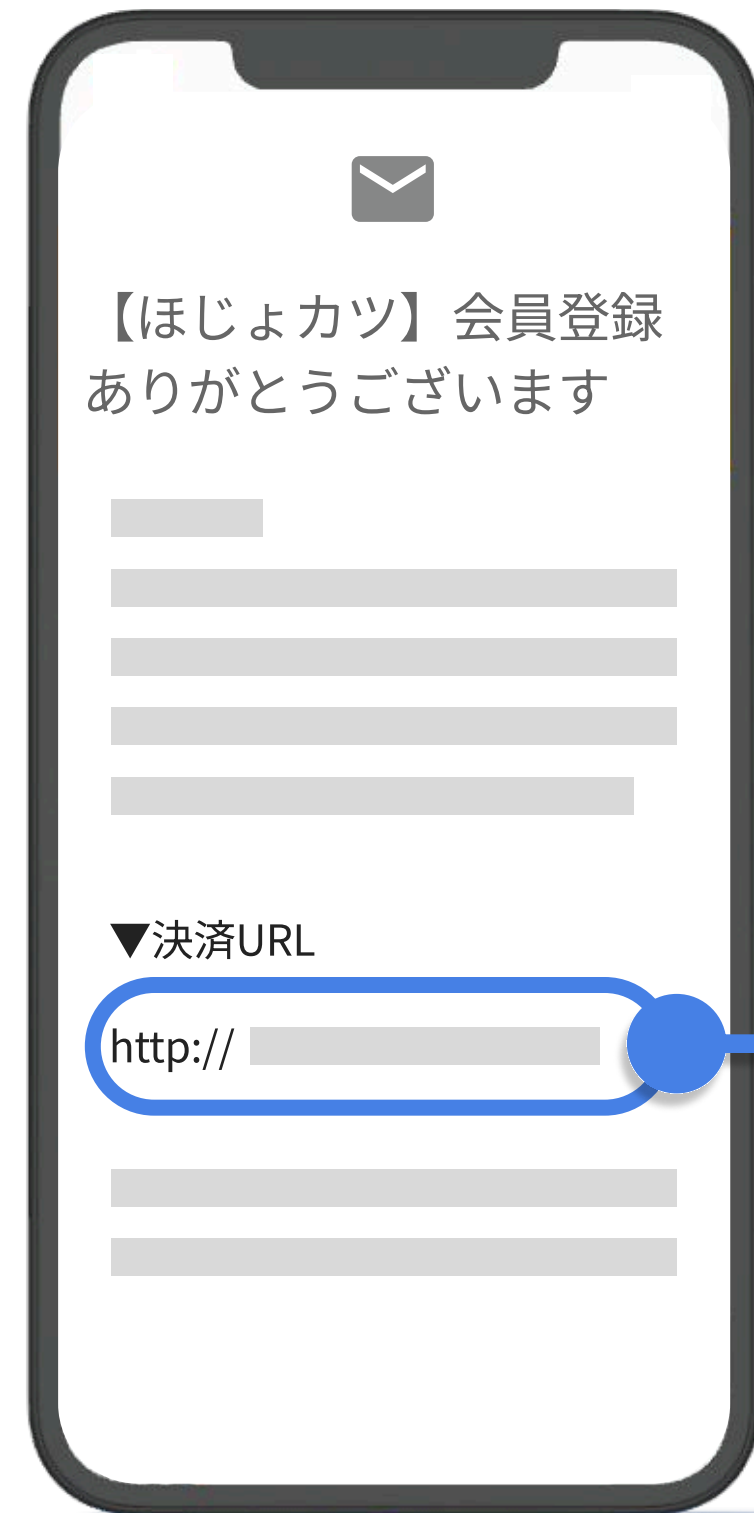
## 1. 会員登録

## 2. 初期費用決済

## 3. ご利用開始

### ① 決済画面をアクセス

ご入力いただいたメールアドレスに決済手続きのご依頼メールが届きます



決済URLをタップ

### ② 決済画面に情報を入力し、申し込む

各種クレジットカード・Apple pay・Google Payがご選びいただけます



決済情報を入力し下に進む

ここで年次/月次スイッチ出来ます



画面最後の「申し込む」をタップ



決済完了

## 1. 会員登録

## 2. 初期費用決済

## 3. ご利用開始

## ご利用開始

自社で使える可能性のある補助金情報がタイムリーに届きます



## 送られてくる補助金情報イメージ

件名：03/06新着支援情報	件名：03/16新着支援情報	件名：03/26新着支援情報																												
<table border="1"><tr><td>支援情報名</td><td>令和6年度 業務改善助成金</td></tr><tr><td>募集期間</td><td>2024年4月1日から2024年12月27日まで ※これまでの制度内容から一部変更があります。</td></tr><tr><td>支援目的</td><td>業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。 令和6年度も引き続き助成金の受付がござりますが、一部変更がございます。 (変更点) ・特別事業者に関する要件のうち、生産量要件が終了となります。 ・一部の特別事業者に認められていた「関連する経費」が終了となります。 ・1年度内に申請可能な回数が増え、1回までとなります。 ・複数回の事業場内最低賃金の引上げが対象となります。 ・事業完了期限は、2025年（令和7年）1月31日までとなります。 詳細は変更点をまとめたリーフレットでご確認ください。 なお、令和5年度内（令和6年（2024年）3月31日まで）に申請いただいた場合は、更の適用対象外です。 特に生産量要件での申請をお考えの場合や関連する経費を含めて申請をお考えの場合、早めの申請をお願い申し上げます。</td></tr><tr><td>支援内容</td><td>■対象となる設備投資など 助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。 また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。 1. 機器・設備の導入 ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送達時間の短縮 2. 経営コンサルティング 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し 3. その他 顧客管理情報のシステム化</td></tr><tr><td>支援規模</td><td>■助成上限額（コース区分（事業場内最低賃金の引き上げ額/引き上げる労働者引当額規模により）） 30円 30万円～130万円 45円 45万円～180万円 60円 60万円～300万円 90円 90万円～600万円 ■助成率 9/10または4/5(9/10)または3/4(4/5)</td></tr><tr><td>お問い合わせ</td><td>業務改善助成金コールセンター 電話番号：0120-366-440</td></tr></table>	支援情報名	令和6年度 業務改善助成金	募集期間	2024年4月1日から2024年12月27日まで ※これまでの制度内容から一部変更があります。	支援目的	業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。 令和6年度も引き続き助成金の受付がござりますが、一部変更がございます。 (変更点) ・特別事業者に関する要件のうち、生産量要件が終了となります。 ・一部の特別事業者に認められていた「関連する経費」が終了となります。 ・1年度内に申請可能な回数が増え、1回までとなります。 ・複数回の事業場内最低賃金の引上げが対象となります。 ・事業完了期限は、2025年（令和7年）1月31日までとなります。 詳細は変更点をまとめたリーフレットでご確認ください。 なお、令和5年度内（令和6年（2024年）3月31日まで）に申請いただいた場合は、更の適用対象外です。 特に生産量要件での申請をお考えの場合や関連する経費を含めて申請をお考えの場合、早めの申請をお願い申し上げます。	支援内容	■対象となる設備投資など 助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。 また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。 1. 機器・設備の導入 ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送達時間の短縮 2. 経営コンサルティング 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し 3. その他 顧客管理情報のシステム化	支援規模	■助成上限額（コース区分（事業場内最低賃金の引き上げ額/引き上げる労働者引当額規模により）） 30円 30万円～130万円 45円 45万円～180万円 60円 60万円～300万円 90円 90万円～600万円 ■助成率 9/10または4/5(9/10)または3/4(4/5)	お問い合わせ	業務改善助成金コールセンター 電話番号：0120-366-440	<table border="1"><tr><td>支援情報名</td><td>産業DXのためのデジタルインフラ整備事業/デジタルライブラインの先行実装に資する基盤に関する研究開発</td></tr><tr><td>募集期間</td><td>2024年3月1日から2024年4月1日まで</td></tr><tr><td>支援目的</td><td>本事業では、「アーリーハーベストプロジェクト」の一環で、「A. ドローン航路」「B. インフラ管理DX」「C. 自動運転支援」それぞれの取組の社会実装に必要となるソフトウェア（データ連携基盤）の開発、実証等を行い、「デジタルライブライン」の先行実装に資する基盤を構築します。 なお、構築するデジタル基盤は、DADCが示す関連文書ならびに関連する政策動向等を踏まえ、「アーリーハーベストプロジェクト」以外のデジタル基盤との相互運用性や先行実装地域以外への拡張性にも留意し、汎用的で広く活用されうものを目指します。 本事業は、経済産業省が提唱するウラノス・エコシステムの構築の一環となる取組です。 ▼事業内容 本事業では、人口減少が進む中でも生活必需サービスを維持し、国民生活を支えることを目的としたデジタル時代の社会インフラである「デジタルライブライン」の全国整備に資する基盤の構築を行う。 具体的には、 A. ドローン航路 A-1. ドローン航路システムの開発（委託事業） A-2. ドローン領域におけるデータ連携システムの開発（委託事業） A-3. ドローン航路のあり方に関する調査・研究（委託事業） A-4. ドローン航路システムの実証（助成事業） B. インフラ管理DX B-1. インフラ管理DXシステムの開発（委託事業） B-2. データ整備ツールの開発（委託事業） B-3. 地下インフラ情報のデータ整備及び効率性検証（助成事業） B-4. 地下インフラ情報の連携に係るユースケース実証（助成事業） C. 自動運転支援 C-1. 路側カメラ、LiDAR等データ連携システムの開発（委託事業） C-2. 自動運転運行に係るデータ連携システムの開発（委託事業） C-3. シミュレーションを用いたヒヤリハット情報共有システムの開発（委託事業） C-4. 物流サービスデータ連携システムの実証（委託事業） C-5. 自動運転支援システムの実証（助成事業） という3つの先行実装領域を定め、それぞれで複数の主体（企業・業種等）を横断して必要なデータ連携可能なデジタル基盤を開発する。また、上記基盤を活用し、特定のユースケース及び先行実装地域において、従来と比較して効率性、安全性等に優位性のあるサービス等の提供が可能な仕組みの実証及びその有効性検証を行う。 助成事業として次の要件を満たすことが必要です。 i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。 ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。 iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用・輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形をとり、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータも含め、具体的に説明すること。【提案書の別添1「1-6. 我が国の経済再生への貢献」の中に記載してください。】 ※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等） iv. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。</td></tr><tr><td>支援内容</td><td>■支援類型 (1) 買い手支援類型（I型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型。 (2) 売り手支援類型（II型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型。 ■補助対象事業 補助対象者に該当する中小企業者による、経営資源引継ぎの要件に該当する事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを補助対象とする。補助対象事業においては、補助対象者、経営資源引継ぎの要件に加えて、以下の要件を満たしていること。 (1) 買い手支援類型は、以下の①または②に該当すること。 ① 買い手支援類型において以下の2点を満たすこと。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。 ② 売り手支援類型において以下の点を満たすこと。 ・ 地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合により、これらが第三者により継承されることが見込まれること。 (2) 補助対象事業は、以下のいずれにも合致しないこと。 ① 公序良俗に反する事業 ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定される各営業を含む） ③ 国（独立行政法人を含む）及び地方自治体の他の補助金、助成金を活用する事業 ※ 次に掲げる事業は補助対象とならない。また、交付決定以降に以下に該当すると確認された場合、交付決定が取消しとなる場合があるため注意すること。 ・ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）と重複する事業に採択又は交付が見込まれる場合 ・ 国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）で重複した申請が認められる事業であっても、同一の補助対象経費における自己負担分を超えて、交付を受けている、又は交付が見込まれる場合 ■経営資源引継ぎの要件 補助対象事業となる経営資源引継ぎは、補助事業期間（下記「9. 補助事業期間」において定義する。）に経営資源を譲り渡す者（以下、「被継承者」という。）と経営資源を譲り受ける者（以下、「承継者」という。）の間で事業再編・事業統合が着手（注1）もしくは実施（注2）される予定であること、又は廃業に伴う事業再編・事業統合等が行われる予定（注3）であることとし、後述する「6.2. 経営資源引継ぎ形態に係る区分整理」で定める形態を対象とする。なお、承継者と被継承者による実質的な事業再編・事業統合が行われていない（例：事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等）と事務局が判断した場合は対象外とする。</td></tr></table>	支援情報名	産業DXのためのデジタルインフラ整備事業/デジタルライブラインの先行実装に資する基盤に関する研究開発	募集期間	2024年3月1日から2024年4月1日まで	支援目的	本事業では、「アーリーハーベストプロジェクト」の一環で、「A. ドローン航路」「B. インフラ管理DX」「C. 自動運転支援」それぞれの取組の社会実装に必要となるソフトウェア（データ連携基盤）の開発、実証等を行い、「デジタルライブライン」の先行実装に資する基盤を構築します。 なお、構築するデジタル基盤は、DADCが示す関連文書ならびに関連する政策動向等を踏まえ、「アーリーハーベストプロジェクト」以外のデジタル基盤との相互運用性や先行実装地域以外への拡張性にも留意し、汎用的で広く活用されうものを目指します。 本事業は、経済産業省が提唱するウラノス・エコシステムの構築の一環となる取組です。 ▼事業内容 本事業では、人口減少が進む中でも生活必需サービスを維持し、国民生活を支えることを目的としたデジタル時代の社会インフラである「デジタルライブライン」の全国整備に資する基盤の構築を行う。 具体的には、 A. ドローン航路 A-1. ドローン航路システムの開発（委託事業） A-2. ドローン領域におけるデータ連携システムの開発（委託事業） A-3. ドローン航路のあり方に関する調査・研究（委託事業） A-4. ドローン航路システムの実証（助成事業） B. インフラ管理DX B-1. インフラ管理DXシステムの開発（委託事業） B-2. データ整備ツールの開発（委託事業） B-3. 地下インフラ情報のデータ整備及び効率性検証（助成事業） B-4. 地下インフラ情報の連携に係るユースケース実証（助成事業） C. 自動運転支援 C-1. 路側カメラ、LiDAR等データ連携システムの開発（委託事業） C-2. 自動運転運行に係るデータ連携システムの開発（委託事業） C-3. シミュレーションを用いたヒヤリハット情報共有システムの開発（委託事業） C-4. 物流サービスデータ連携システムの実証（委託事業） C-5. 自動運転支援システムの実証（助成事業） という3つの先行実装領域を定め、それぞれで複数の主体（企業・業種等）を横断して必要なデータ連携可能なデジタル基盤を開発する。また、上記基盤を活用し、特定のユースケース及び先行実装地域において、従来と比較して効率性、安全性等に優位性のあるサービス等の提供が可能な仕組みの実証及びその有効性検証を行う。 助成事業として次の要件を満たすことが必要です。 i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。 ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。 iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用・輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形をとり、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータも含め、具体的に説明すること。【提案書の別添1「1-6. 我が国の経済再生への貢献」の中に記載してください。】 ※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等） iv. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。	支援内容	■支援類型 (1) 買い手支援類型（I型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型。 (2) 売り手支援類型（II型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型。 ■補助対象事業 補助対象者に該当する中小企業者による、経営資源引継ぎの要件に該当する事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを補助対象とする。補助対象事業においては、補助対象者、経営資源引継ぎの要件に加えて、以下の要件を満たしていること。 (1) 買い手支援類型は、以下の①または②に該当すること。 ① 買い手支援類型において以下の2点を満たすこと。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。 ② 売り手支援類型において以下の点を満たすこと。 ・ 地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合により、これらが第三者により継承されることが見込まれること。 (2) 補助対象事業は、以下のいずれにも合致しないこと。 ① 公序良俗に反する事業 ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定される各営業を含む） ③ 国（独立行政法人を含む）及び地方自治体の他の補助金、助成金を活用する事業 ※ 次に掲げる事業は補助対象とならない。また、交付決定以降に以下に該当すると確認された場合、交付決定が取消しとなる場合があるため注意すること。 ・ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）と重複する事業に採択又は交付が見込まれる場合 ・ 国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）で重複した申請が認められる事業であっても、同一の補助対象経費における自己負担分を超えて、交付を受けている、又は交付が見込まれる場合 ■経営資源引継ぎの要件 補助対象事業となる経営資源引継ぎは、補助事業期間（下記「9. 補助事業期間」において定義する。）に経営資源を譲り渡す者（以下、「被継承者」という。）と経営資源を譲り受ける者（以下、「承継者」という。）の間で事業再編・事業統合が着手（注1）もしくは実施（注2）される予定であること、又は廃業に伴う事業再編・事業統合等が行われる予定（注3）であることとし、後述する「6.2. 経営資源引継ぎ形態に係る区分整理」で定める形態を対象とする。なお、承継者と被継承者による実質的な事業再編・事業統合が行われていない（例：事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等）と事務局が判断した場合は対象外とする。	<table border="1"><tr><td>支援情報名</td><td>中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金【専門家活用枠】9次公募（買い手支援類型、売り手支援類型）</td></tr><tr><td>募集期間</td><td>2024年4月1日（月）～2024年4月30日（火）17:00まで</td></tr><tr><td>支援目的</td><td>事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編・事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継・事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。</td></tr><tr><td>支援内容</td><td>■支援類型 (1) 買い手支援類型（I型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型。 (2) 売り手支援類型（II型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型。 ■補助対象事業 補助対象者に該当する中小企業者による、経営資源引継ぎの要件に該当する事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを補助対象とする。補助対象事業においては、補助対象者、経営資源引継ぎの要件に加えて、以下の要件を満たしていること。 (1) 買い手支援類型は、以下の①または②に該当すること。 ① 買い手支援類型において以下の2点を満たすこと。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。 ② 売り手支援類型において以下の点を満たすこと。 ・ 地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合により、これらが第三者により継承されることが見込まれること。 (2) 補助対象事業は、以下のいずれにも合致しないこと。 ① 公序良俗に反する事業 ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定される各営業を含む） ③ 国（独立行政法人を含む）及び地方自治体の他の補助金、助成金を活用する事業 ※ 次に掲げる事業は補助対象とならない。また、交付決定以降に以下に該当すると確認された場合、交付決定が取消しとなる場合があるため注意すること。 ・ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）と重複する事業に採択又は交付が見込まれる場合 ・ 国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）で重複した申請が認められる事業であっても、同一の補助対象経費における自己負担分を超えて、交付を受けている、又は交付が見込まれる場合 ■経営資源引継ぎの要件 補助対象事業となる経営資源引継ぎは、補助事業期間（下記「9. 補助事業期間」において定義する。）に経営資源を譲り渡す者（以下、「被継承者」という。）と経営資源を譲り受ける者（以下、「承継者」という。）の間で事業再編・事業統合が着手（注1）もしくは実施（注2）される予定であること、又は廃業に伴う事業再編・事業統合等が行われる予定（注3）であることとし、後述する「6.2. 経営資源引継ぎ形態に係る区分整理」で定める形態を対象とする。なお、承継者と被継承者による実質的な事業再編・事業統合が行われていない（例：事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等）と事務局が判断した場合は対象外とする。</td></tr></table>	支援情報名	中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金【専門家活用枠】9次公募（買い手支援類型、売り手支援類型）	募集期間	2024年4月1日（月）～2024年4月30日（火）17:00まで	支援目的	事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編・事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継・事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。	支援内容	■支援類型 (1) 買い手支援類型（I型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型。 (2) 売り手支援類型（II型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型。 ■補助対象事業 補助対象者に該当する中小企業者による、経営資源引継ぎの要件に該当する事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを補助対象とする。補助対象事業においては、補助対象者、経営資源引継ぎの要件に加えて、以下の要件を満たしていること。 (1) 買い手支援類型は、以下の①または②に該当すること。 ① 買い手支援類型において以下の2点を満たすこと。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。 ② 売り手支援類型において以下の点を満たすこと。 ・ 地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合により、これらが第三者により継承されることが見込まれること。 (2) 補助対象事業は、以下のいずれにも合致しないこと。 ① 公序良俗に反する事業 ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定される各営業を含む） ③ 国（独立行政法人を含む）及び地方自治体の他の補助金、助成金を活用する事業 ※ 次に掲げる事業は補助対象とならない。また、交付決定以降に以下に該当すると確認された場合、交付決定が取消しとなる場合があるため注意すること。 ・ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）と重複する事業に採択又は交付が見込まれる場合 ・ 国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）で重複した申請が認められる事業であっても、同一の補助対象経費における自己負担分を超えて、交付を受けている、又は交付が見込まれる場合 ■経営資源引継ぎの要件 補助対象事業となる経営資源引継ぎは、補助事業期間（下記「9. 補助事業期間」において定義する。）に経営資源を譲り渡す者（以下、「被継承者」という。）と経営資源を譲り受ける者（以下、「承継者」という。）の間で事業再編・事業統合が着手（注1）もしくは実施（注2）される予定であること、又は廃業に伴う事業再編・事業統合等が行われる予定（注3）であることとし、後述する「6.2. 経営資源引継ぎ形態に係る区分整理」で定める形態を対象とする。なお、承継者と被継承者による実質的な事業再編・事業統合が行われていない（例：事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等）と事務局が判断した場合は対象外とする。
支援情報名	令和6年度 業務改善助成金																													
募集期間	2024年4月1日から2024年12月27日まで ※これまでの制度内容から一部変更があります。																													
支援目的	業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。 令和6年度も引き続き助成金の受付がござりますが、一部変更がございます。 (変更点) ・特別事業者に関する要件のうち、生産量要件が終了となります。 ・一部の特別事業者に認められていた「関連する経費」が終了となります。 ・1年度内に申請可能な回数が増え、1回までとなります。 ・複数回の事業場内最低賃金の引上げが対象となります。 ・事業完了期限は、2025年（令和7年）1月31日までとなります。 詳細は変更点をまとめたリーフレットでご確認ください。 なお、令和5年度内（令和6年（2024年）3月31日まで）に申請いただいた場合は、更の適用対象外です。 特に生産量要件での申請をお考えの場合や関連する経費を含めて申請をお考えの場合、早めの申請をお願い申し上げます。																													
支援内容	■対象となる設備投資など 助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。 また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。 1. 機器・設備の導入 ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送達時間の短縮 2. 経営コンサルティング 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し 3. その他 顧客管理情報のシステム化																													
支援規模	■助成上限額（コース区分（事業場内最低賃金の引き上げ額/引き上げる労働者引当額規模により）） 30円 30万円～130万円 45円 45万円～180万円 60円 60万円～300万円 90円 90万円～600万円 ■助成率 9/10または4/5(9/10)または3/4(4/5)																													
お問い合わせ	業務改善助成金コールセンター 電話番号：0120-366-440																													
支援情報名	産業DXのためのデジタルインフラ整備事業/デジタルライブラインの先行実装に資する基盤に関する研究開発																													
募集期間	2024年3月1日から2024年4月1日まで																													
支援目的	本事業では、「アーリーハーベストプロジェクト」の一環で、「A. ドローン航路」「B. インフラ管理DX」「C. 自動運転支援」それぞれの取組の社会実装に必要となるソフトウェア（データ連携基盤）の開発、実証等を行い、「デジタルライブライン」の先行実装に資する基盤を構築します。 なお、構築するデジタル基盤は、DADCが示す関連文書ならびに関連する政策動向等を踏まえ、「アーリーハーベストプロジェクト」以外のデジタル基盤との相互運用性や先行実装地域以外への拡張性にも留意し、汎用的で広く活用されうものを目指します。 本事業は、経済産業省が提唱するウラノス・エコシステムの構築の一環となる取組です。 ▼事業内容 本事業では、人口減少が進む中でも生活必需サービスを維持し、国民生活を支えることを目的としたデジタル時代の社会インフラである「デジタルライブライン」の全国整備に資する基盤の構築を行う。 具体的には、 A. ドローン航路 A-1. ドローン航路システムの開発（委託事業） A-2. ドローン領域におけるデータ連携システムの開発（委託事業） A-3. ドローン航路のあり方に関する調査・研究（委託事業） A-4. ドローン航路システムの実証（助成事業） B. インフラ管理DX B-1. インフラ管理DXシステムの開発（委託事業） B-2. データ整備ツールの開発（委託事業） B-3. 地下インフラ情報のデータ整備及び効率性検証（助成事業） B-4. 地下インフラ情報の連携に係るユースケース実証（助成事業） C. 自動運転支援 C-1. 路側カメラ、LiDAR等データ連携システムの開発（委託事業） C-2. 自動運転運行に係るデータ連携システムの開発（委託事業） C-3. シミュレーションを用いたヒヤリハット情報共有システムの開発（委託事業） C-4. 物流サービスデータ連携システムの実証（委託事業） C-5. 自動運転支援システムの実証（助成事業） という3つの先行実装領域を定め、それぞれで複数の主体（企業・業種等）を横断して必要なデータ連携可能なデジタル基盤を開発する。また、上記基盤を活用し、特定のユースケース及び先行実装地域において、従来と比較して効率性、安全性等に優位性のあるサービス等の提供が可能な仕組みの実証及びその有効性検証を行う。 助成事業として次の要件を満たすことが必要です。 i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。 ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。 iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用・輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形をとり、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータも含め、具体的に説明すること。【提案書の別添1「1-6. 我が国の経済再生への貢献」の中に記載してください。】 ※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等） iv. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。																													
支援内容	■支援類型 (1) 買い手支援類型（I型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型。 (2) 売り手支援類型（II型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型。 ■補助対象事業 補助対象者に該当する中小企業者による、経営資源引継ぎの要件に該当する事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを補助対象とする。補助対象事業においては、補助対象者、経営資源引継ぎの要件に加えて、以下の要件を満たしていること。 (1) 買い手支援類型は、以下の①または②に該当すること。 ① 買い手支援類型において以下の2点を満たすこと。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。 ② 売り手支援類型において以下の点を満たすこと。 ・ 地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合により、これらが第三者により継承されることが見込まれること。 (2) 補助対象事業は、以下のいずれにも合致しないこと。 ① 公序良俗に反する事業 ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定される各営業を含む） ③ 国（独立行政法人を含む）及び地方自治体の他の補助金、助成金を活用する事業 ※ 次に掲げる事業は補助対象とならない。また、交付決定以降に以下に該当すると確認された場合、交付決定が取消しとなる場合があるため注意すること。 ・ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）と重複する事業に採択又は交付が見込まれる場合 ・ 国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）で重複した申請が認められる事業であっても、同一の補助対象経費における自己負担分を超えて、交付を受けている、又は交付が見込まれる場合 ■経営資源引継ぎの要件 補助対象事業となる経営資源引継ぎは、補助事業期間（下記「9. 補助事業期間」において定義する。）に経営資源を譲り渡す者（以下、「被継承者」という。）と経営資源を譲り受ける者（以下、「承継者」という。）の間で事業再編・事業統合が着手（注1）もしくは実施（注2）される予定であること、又は廃業に伴う事業再編・事業統合等が行われる予定（注3）であることとし、後述する「6.2. 経営資源引継ぎ形態に係る区分整理」で定める形態を対象とする。なお、承継者と被継承者による実質的な事業再編・事業統合が行われていない（例：事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等）と事務局が判断した場合は対象外とする。																													
支援情報名	中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金【専門家活用枠】9次公募（買い手支援類型、売り手支援類型）																													
募集期間	2024年4月1日（月）～2024年4月30日（火）17:00まで																													
支援目的	事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編・事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継・事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。																													
支援内容	■支援類型 (1) 買い手支援類型（I型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援する類型。 (2) 売り手支援類型（II型） 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援する類型。 ■補助対象事業 補助対象者に該当する中小企業者による、経営資源引継ぎの要件に該当する事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを補助対象とする。補助対象事業においては、補助対象者、経営資源引継ぎの要件に加えて、以下の要件を満たしていること。 (1) 買い手支援類型は、以下の①または②に該当すること。 ① 買い手支援類型において以下の2点を満たすこと。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。 ・ 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。 ② 売り手支援類型において以下の点を満たすこと。 ・ 地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合により、これらが第三者により継承されることが見込まれること。 (2) 補助対象事業は、以下のいずれにも合致しないこと。 ① 公序良俗に反する事業 ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定される各営業を含む） ③ 国（独立行政法人を含む）及び地方自治体の他の補助金、助成金を活用する事業 ※ 次に掲げる事業は補助対象とならない。また、交付決定以降に以下に該当すると確認された場合、交付決定が取消しとなる場合があるため注意すること。 ・ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）と重複する事業に採択又は交付が見込まれる場合 ・ 国（独立行政法人等を含む）及び地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託事業等）で重複した申請が認められる事業であっても、同一の補助対象経費における自己負担分を超えて、交付を受けている、又は交付が見込まれる場合 ■経営資源引継ぎの要件 補助対象事業となる経営資源引継ぎは、補助事業期間（下記「9. 補助事業期間」において定義する。）に経営資源を譲り渡す者（以下、「被継承者」という。）と経営資源を譲り受ける者（以下、「承継者」という。）の間で事業再編・事業統合が着手（注1）もしくは実施（注2）される予定であること、又は廃業に伴う事業再編・事業統合等が行われる予定（注3）であることとし、後述する「6.2. 経営資源引継ぎ形態に係る区分整理」で定める形態を対象とする。なお、承継者と被継承者による実質的な事業再編・事業統合が行われていない（例：事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等）と事務局が判断した場合は対象外とする。																													

## Q 補助金情報はどのような条件をもとに配信されているのですか？

**A** ご登録いただく都道府県、市区町村、業種、設立年月日、資本金、従業員数によって該当する補助金、助成金、融資制度等がリリースされましたら随時配信しております。

## Q 配信頻度はどの程度でしょうか

**A** ご登録いただく条件や時期によって異なりますが、おおよそ週に2-3回の配信頻度となっております。

※毎年3-4月は新たな補助金等の公募が相次ぐので、多くなる傾向にあります。

## Q 補助金等情報はどのように配信されるのですか

**A** お申し込み時に登録いただくメールアドレス宛にお送りします。また、使い勝手の良い補助金や活用事例などの情報につきましてはほじょカツ公式LINEにて随時お届けしますので、ぜひご登録ください。

## Q 現時点で自社が使える補助金、助成金等の情報を知りたい

**A** 公式LINEもしくはお問い合わせフォームよりご連絡頂ければ、1法人様1度に限り無料でお伝えさせていただきます。

※お問い合わせ時点で申請可能な補助金が公募されていない場合もありますので、ご了承ください。

## Q 配信頻度を下げたい

**A** ご登録頂いた時点では以下に記載の全カテゴリで自動配信設定されていますので、不要カテゴリをご指定いただくことで個別に配信頻度を下げることが可能です。以下より不要なカテゴリをほじょカツ公式LINEもしくはお問い合わせフォームよりお知らせください。

カテゴリ：「雇用・人材」「販路開拓」「設備導入・研究開発」「創業・起業・新規事業」「経営改善・融資」「特許・知的財産・認証取得」「個人向け」

## Q どのような支払い方法が選べますか

**A** 各種クレジットカード、口座振替、コンビニ決済からお選びいただけます。

※口座振替ご指定時は、初回決済時のみ550円（税込）の口座登録手数料が発生します。

### Q 支払いプランを月払いもしくは年払いに変更したい

A 領収書メール内の「サブスクリプションを管理する」よりログインの上、「プランを変更」をタップし、毎月、毎年のタブよりご希望の支払い方法を選択ください。

### Q 別拠点があるが複数登録はできますか？

A 1会員につき1拠点の登録となります。複数登録をご希望される場合はほじょカツ公式LINEもしくはお問い合わせフォームよりご連絡ください。

### Q 登録情報は変更できますか？

A はい、可能です。ほじょカツ公式LINEもしくはお問い合わせフォームより登録情報を変更したい旨ご連絡ください。

### Q 領収書は発行できますか？

A 決済が完了したタイミングでご登録のメールアドレスへお送りしております。

### Q 会員登録日と支払日はどうなりますか？

A 毎月26日のお支払いとなります。当月12日までのご登録の場合は当月26日が最初のお支払日となります。当月13日以降のご登録の場合は、翌月26日が最初のお支払日となります。

### Q 解約したいのですがどうすればよいでしょうか？

A 領収書メール内の「サブスクリプションを管理する」よりログインの上、「プランをキャンセル」より解約いただくことが可能です。

ご不明点ありましたらほじょカツ公式LINEもしくはお問い合わせフォームよりご連絡ください。

### Q 解約したい場合、いつまでに手続きすれば良いでしょうか？

A 更新日の前日までに領収書メール内の「サブスクリプションを管理する」よりログインの上、「プランをキャンセル」にて解約いただくことが可能です。

ご不明点ありましたらほじょカツ公式LINEもしくはお問い合わせフォームよりご連絡ください。

## 会社概要

社名	エキスパートブリッジ株式会社
英名	Expert Bridge Co., Ltd.
設立	2023年2月2日
住所	東京都港区南青山5丁目17-2 シドニービル502
資本金	500万円
URL	<a href="https://expertbridge.co.jp">expertbridge.co.jp</a>
TEL	03-6824-4387

### 事業内容

補助金顧問サービス「ほじょカツ」の運営

補助金申請支援	経営相談顧問
経営計画策定・実行支援	新規事業立ち上げ支援
M&Aアドバイザー	資金調達支援 等

### その他

- ・パートナーシップ構築宣言登録済
- ・SECURITY ACTION宣言済
- ・東京都HTT取組推進宣言企業登録済

## 会員登録方法

会員登録についてのご相談・お申込みはこちら

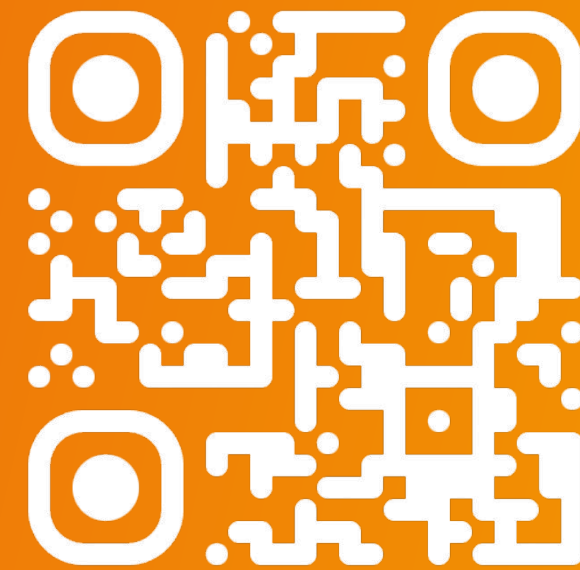
## SNS

最新情報を配信中

▼ ほじょカツ公式HP

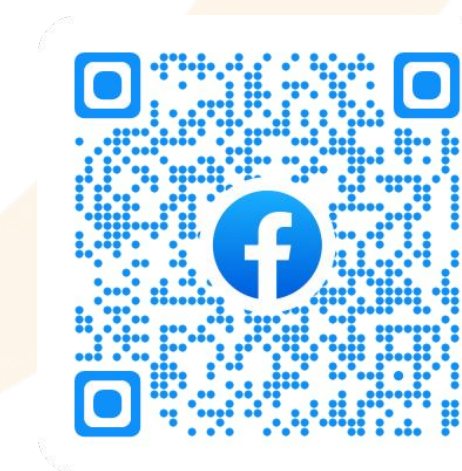
[hojokatsu.jp](http://hojokatsu.jp)

▼ QRコード

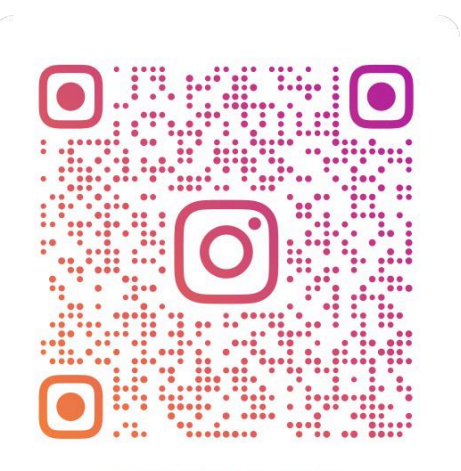


[ほじょカツ公式LINE](#)

クリックできる



[ほじょカツ公式Facebook](#)



[ほじょカツ公式Instagram](#)